

木造住宅の耐震改修に係る設計費・工事費の一部を補助します

村では、下記の要件に該当する木造住宅の耐震改修(旧耐震基準で建築した木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事)の費用の一部を補助します。詳細は、お問い合わせください。

【問い合わせ】都市整備課建築担当(☎282-1711 内線1248)

補助対象

村内在住で、村税や国民健康保険税等を滞納していない方が、所有かつ居住し▽旧耐震基準により建築確認を受けて建築された▽地上階数が2以下▽延べ床面積が30平方メートル以上(店舗または事務所等との併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が全体の2分の1以上)▽耐震診断における上部構造評点が1.0未満——を満たす木造住宅の耐震改修設計、耐震改修工事

募集戸数

各先着2戸(▽耐震改修設計費に対する補助▽耐震改修工事費に対する補助)

補助額

▽耐震改修設計費に対する補助…補助対象経費の3分の2(上限10万円/戸)▽耐震改修工事

費に対する補助…補助対象経費の100分の23(上限30万円/戸)※補助額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額となります。

申し込み

都市整備課(役場行政棟2階)備え付けまたは、村公式ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、下表の書類(申請書に記載のものを添えて、6月30日(水)まで(土・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分に、都市整備課建築担当へ申し込みください。※▽実績報告書は必要事項を記入し、下表の書類(実績報告に記載のものを添付の上、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日または令和4年3月31日(木)のいずれか早い日に、提出してください。▽補助金交付請求書は、村から発行される補助金確定通知書の受理後に、必要事項を記入し、補助金確定通知書の写しを添えて、提出してください。

	添付書類
申請書	1 現況木造住宅の案内図、配置図および平面図
	2 現況木造住宅の登記事項証明書、固定資産評価額証明書、建築確認書の写し、その他の当該木造住宅の所在地、所有者および建築確認の確認済証の交付日(昭和56年5月31日以前の期日に限る(当該確認済証の交付日が不明の場合は、不動産登記日、建築開始日または建築完了日が昭和56年5月31日以前のものに限る))、種類、主体構造、階数および床面積を証明することができる書類
	3 木造住宅耐震診断結果報告書の写し(耐震診断における上部構造評点が1.0未満に限る)
	4 耐震改修に係る設計図書(設計者の氏名が記載されているものに限る。詳細図を含む)
	5 耐震改修設計による耐震改修後の上部構造評点を示す書類(耐震改修にあつては上部構造評点が1.0以上のものに限る)または、建築基準法第20条の規定に適合することが確認できる書類
	6 耐震改修工事費および耐震改修設計費の見積書の写し(設計者の氏名および施工業者の名称が記載されており、内訳の明細が分かるものに限る)
	7 誓約書兼同意書
	8 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
実績報告	1 工事請負契約書の写し
	2 竣工図書(詳細図を含む)
	3 施工写真(施工前、施工中および施工後の状況が確認できる写真に限る)
	4 領収書または請求書の写し
	5 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類